

東京農工大学学則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第3章 大学院 第7節 入学資格等 (入学資格)</p> <p>第56条 工学府の博士前期課程、生物システム応用科学府の博士前期課程及び一貫制博士課程、農学府の修士課程並びに工学府の専門職学位課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者 (新設)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>本則</p> <p>第3章 大学院 第7節 入学資格等 (入学資格)</p> <p>第56条 工学府の博士前期課程、生物システム応用科学府の博士前期課程及び一貫制博士課程、農学府の修士課程並びに工学府の専門職学位課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者</p> <p><u>(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)</u>において、<u>修業年限が三年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)</u>により、<u>学士の学位に相当する学位を授与された者</u></p> <p>(7) (略)</p>	

<p>(7) (略) (8) (略) (9) (略) 2 (略) 第4章 学部 第4節 入学資格等 (編入学) 第90条 本学^ニ編入学できる者は、次の各号の一^ニ該当する者とする。 (1)～(3) (略) (新設) (4) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上あることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する<u>大学入学資格を有する者</u>に限る。) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) 2・3 (略)</p>	<p>(8) (略) (9) (略) (10) (略) 2 (略) 第4章 学部 第4節 入学資格等 (編入学) 第90条 本学^ニ編入学できる者は、次の各号の一^ニ該当する者とする。 (1)～(3) (略) (4) <u>高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)</u>の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。) (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他<u>の</u>文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) 2・3 (略)</p>	<p>②高等学校等の専攻科修了者の大学への編入学制度が創設されたため。 ③学校教育法の表現に統一するため。</p>
--	--	--

附 則(教規則第7号)

この規則は、平成28年5月23日から施行し、平成28年4月1日から適用する。